

意見募集案件	北広島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
担当課	保健福祉部健康推進課 電話 011-372-3311 内 807

意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日(水)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所健康推進課及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</li> </ul> <p>保健福祉部健康推進課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-1131 電子メールアドレス: kenkou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 26 年 11 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応していく必要があります。そのため、北広島市では「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するために、「北広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別紙のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>定めた行動計画により、新型インフルエンザや新感染症が発生した際は、市民への周知や注意喚起を行うなどの対策をとり、感染拡大を未然に防ぐよう努めます。感染拡大防止対策には、外出の自粛要請なども想定されます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント後のスケジュール</li> </ul> <p>平成 26 年 12 月: 民生常任委員会報告 平成 27 年 1 月: 策定予定</p>